第14回　食品衛生監視部会	資料３
令和８年11月９日	

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて

厚生労働省 健康・生活衛生局
食品監視安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

BSE対策の見直しについて

○特定危険部位（SRM）について

と畜場法、牛海綿状脳症対策特別措置法、食品衛生法より抜粋

国内のと畜場段階における措置として、都道府県及び保健所設置市は、と畜場法及び牛海綿状脳症対策特別措置法の規定に基づき、牛海綿状脳症対策特別措置法に規定する**牛の特定部位**の除去等について適切に実施しなければならないこととしている。また、食品衛生法に基づき、BSE発生国又は地域で飼養された牛（特定牛）の肉を直接一般消費者に販売する場合は、**脊柱を除去しなければならない**こと、食品を製造し、加工し、又は調理等する場合は、食品衛生法に基づき、**30か月齢超の牛の脊柱を原材料として使用してはならない**こととしている。

○これまでのSRMの変遷

平成13年10月～

全月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除く）、脊髄、回腸遠位部

平成16年2月～

全月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除く）、脊髄、回腸遠位部、脊柱

平成25年4月～現在

・全月齢の牛の扁桃、回腸遠位部
・30か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮※1及び扁桃を除く）、脊髄、脊柱※2

※1 平成27年3月～、※2 平成25年2月～

食品安全委員会に評価を依頼（平成27年12月諮問）

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに３０か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱」から、「３０か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髄」に変更した場合のリスクの比較

○食品安全委員会より評価結果の通知（令和８年６月）

食品安全委員会から評価結果が答申されたことから、厚生科学審議会食品衛生監視部会、伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会において、必要な管理措置を審議いただく。

食品健康影響評価の概要

プリオン評価書「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」（2026年６月）より抜粋

Ⅳ. 食品健康影響評価

１. ハザードの特定結果

厚生労働省からの諮問事項に関し、評価の前提となる国内におけるBSEリスク管理措置の実施状況については、「生体牛のリスク」に係る措置及び「食肉処理に関連したリスク」に係る措置の点検結果から、日本におけるBSEリスク管理措置は有効に機能していると判断した。

今般、検討対象とした国内でと畜される牛由来の「全月齢の扁桃」、「全月齢の回腸遠位部」及び「30か月齢超の脊柱」に関連して、現在、SRMに設定されている範囲が不十分であることを示す新たな知見は確認されていない。

日本では、2002年1月に出生した1頭を最後に、BSE陽性牛は確認されておらず、「日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどない。」とした2013年5月評価書の評価結果に影響を及ぼす新たな知見は確認されていない。現状のBSEリスク管理措置を前提とすれば、今後も日本において定型BSEが発生する可能性は極めて低く、定型BSE感染牛に由来するこれらの部位を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い。

また、非定型BSE感染牛の体内におけるPrP^{Sc}の分布は定型BSE感染牛と同様の傾向を示しているが、リンパ組織（扁桃を含む）及び消化管（回腸遠位部を含む）において、プリオン感染性（マウスバイオアッセイ法）又はPrP^{Sc}が検出（IHC又はWB）された報告は確認されておらず、非定型BSE感染牛に由来する扁桃及び消化管を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い。

以上より、リスク管理機関から提示された SRM 範囲のうち、**非定型 BSE 感染牛に由来する 30 か月齢超の脊柱（DRG）に蓄積する PrP^{Sc} をハザードとして特定**し、人への健康影響について検討することとした。

【用語の説明】 DRG：背根神経節（Dorsal Root Ganglion）、 PrP^{Sc}:異常プリオンたん白質、IHC：免疫組織化学、WB：ウェスタンブロット

食品健康影響評価の概要

プリオン評価書「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（国内と畜牛に関するSRM範囲の変更）」（2026年６月）より抜粋

Ⅳ. 食品健康影響評価

４．まとめ

厚生労働省からの諮問事項に関し、SRMの範囲の変更に伴って想定されるリスクは、非定型BSE感染牛が発生し、何の手立ても取られなかった場合に、フードチェーンに混入する当該感染牛に由来するDRGに含まれるPrP^{Sc}により、人がvCJDを含む人のプリオン病を発症する可能性である。これらは、非定型BSE感染牛のDRGに含まれるPrP^{Sc}の感染価に加えて、食品に含まれる形で摂取される際の形態、摂取頻度、摂取量、牛と人との種間バリア等の様々な要因に左右されることとなる。

日本では、これまでに約1,600万頭の牛を対象にBSE検査を実施し、2例の非定型BSE（L型）が確認されている。2016年8月評価では、日本における2歳齢以上の牛100万頭当たりの非定型BSEの発生頻度について、年当たりL-BSEが0.07頭としているが、それ以降、現在までに国内において非定型BSEの発生は確認されていない。世界における非定型BSEの発生状況を踏まえても、その発生頻度は非常に低いものと考えられる。

実験動物を用いて人への感染性を検討した知見では、これまでに、H-BSEの人への感染を示唆する報告は得られていない。L-BSEについては、脳内接種によりヒトPrPを過剰発現するTgマウスへ感染するが、内在性のマウス*PRNP*をヒト*PRNP*に置換したKi系統のマウスでは感染は確認されていない。L-BSEが経口投与実験により非ヒト霊長類へ感染又は感染の可能性を示唆する知見が得られているが、経口感染の確立を示す知見の集積には至っておらず、経口投与による感染の成立は脳内接種に比較して低率である。また、これらは、L-BSEの脳組織を実験的に投与することにより検討した知見であり、実社会における食品を介したばく露量との乖離があることに加えて、DRGが中枢神経組織に比べ低い感染価を示すと考えられることを踏まえれば、ハザードを原因とする感染確率はさらに低くなると想定される。なお、疫学的に非定型BSEと人のプリオン病との関連を示唆する報告はこれまでに確認されていない。

現状では、ハザードを含む脊柱を食品用途で利用する場合の流通、加工及び消費に関する入手可能な情報は極めて限定的で、具体的なばく露量を厳密に推定することは困難と考えられた。

しかしながら、非定型BSEの発生状況に鑑み、また、臨床症状を呈した牛が適切に排除された場合に当該牛がフードチェーンに入る可能性自体考えにくいことを考慮すれば、消費者が食品を通じてハザードにばく露される量は極めて少ないと考えられる。

以上より、SRMの範囲の変更に伴い、脊柱をSRMから除外した場合のリスクは、現状に比較し高くなると想定されるものの、**非定型BSE感染牛に由来するDRGに含まれるPrP^{Sc}により、人がvCJDを含む人のプリオン病を発症する可能性が高まるとは考えにくい**。

【用語の説明】PrP^{Sc}:異常プリオンたん白質、vCJD:変異型クロイツフェルトヤコブ病、*PRNP*：プリオンたん白質遺伝子

食品健康影響評価の概要

Ⅳ. 食品健康影響評価

5．評価結果

諮問事項の国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合の**リスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。**

なお、本評価は、今回評価した以外のBSEリスク管理措置及び現時点で得られる水準の科学的知見に基づくものである。引き続き、非定型BSEに係る知見（非定型BSEと人のプリオン病に係る疫学的状況を含む）の収集に努めるとともに、関連情報（ばく露に係る情報、食品としての利用状況等）の経時的把握に努めることが重要である。

厚生労働省の対応

（１）第一パラグラフについては、次ページ以降で説明。

（２）なお書き以降については、今後も、と畜場におけるBSE検査の実施や厚生労働科学研究等を通じて、非定型BSEに関する科学的知見の収集を継続するとともに、消費者庁と連携して関連情報の経時的把握に努める。

SRM範囲の変更に係る食品安全委員会の審議について

○諮問内容（平成27年12月）

特定危険部位（SRM）の範囲を、
現行の
「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」
から
「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」
に変更した場合のリスクを比較。

○食品健康影響評価の結果（令和８年６月）

審議の結果、「諮問事項の国内と畜牛に関する SRM 範囲の変更について、現行の**「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」**から**「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合の<u>リスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できる</u>**と考えられる」と評価された。

**食品健康影響評価の結果を踏まえて、
牛の扁桃及び回腸に係る管理措置の見直しについて検討を行う。
（脊柱については消費者庁で審議）**

と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)

現行	・全月齢の回腸遠位部、扁桃 ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄、脊柱
見直し案	・~~全月齢の回腸遠位部、扁桃~~ ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄~~、脊柱~~

※脊柱については消費者庁で審議

と畜場法施行規則　改正案（現行規定に見え消し修正）

第3条第1項第11号

月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。以下同じ。）の頭部（舌、頬肉、~~及び~~皮及び扁桃を除く。以下この条において同じ。）及び脊髄並びにこれらを含むもの（以下「頭部等」という。）を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛（月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。以下同じ。）及び月齢が三十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。）の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

（※頭部等の定義は第7条第1項第15号の頭部等にも及ぶ）

第7条第1項第5号

頭部（舌、頬肉~~及び~~、皮及び扁桃を除く。以下この条において同じ。）の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

別表第一（第三条、第七条関係）

~~牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに~~月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
(平成14年厚生労働省令第89号)

現行	・全月齢の回腸遠位部、扁桃 ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄、脊柱
見直し案	・~~全月齢の回腸遠位部、扁桃~~ ・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄~~、脊柱~~

※脊柱については消費者庁で審議

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則　改正案（現行規定に見え消し修正）

第二条
　牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、~~牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに~~月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄とする。

厚生科学審議会食品衛生監視部会伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会における審議結果及び今後の予定

○第１回伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会（令和８年９月18日開催）

食品安全委員会からの評価結果を踏まえて、牛の扁桃及び回腸に係る管理措置の見直しについて検討を行った結果、現行の特定部位（牛の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄）から、牛の扁桃及び回腸遠位部を除外する改正を行うことについて了承された。

○今後の予定

・省令改正案に係るパブリックコメントの実施

・改正省令公布・施行（脊柱に係る見直しは消費者庁、飼料規制に係る見直しは農林水産省において実施し、同時施行を予定。）

（参考）BSE対策の経緯

	国　内		
	検査対象	SRM除去	その他の動き
平成13(2001)年９月	国内で１頭目のBSE感染牛確認		
平成13(2001)年10月	・全頭検査	・除去・焼却義務づけ -頭部（舌・頬肉以外） -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部	・肉骨粉飼料完全禁止
平成14(2002)年６月			・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布
平成14(2002)年７月			・飼料製造業者、輸入業者、販売業者の事前届出（2週間前）の義務化、帳簿の保存期間を8年に延長
平成15(2003)年６月			・牛用飼料とその他の飼料の製造工程の分離を実施
平成15(2003)年10月			「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定
平成16(2004)年２月		・全月齢のせき柱も食品への使用を禁止	
平成16(2004)年９月			・我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ発表
平成17(2005)年８月	・21か月齢以上		
平成21(2009)年４月			・ピッシング禁止
平成21(2009)年５月			・WOAH(OIE)総会で「管理されたリスクの国」と認定
平成25(2013)年２月		・30か月齢以下のせき柱について除外	
平成25(2013)年４月	・30か月齢超	・30か月齢以下の頭部（舌・頬肉以外）、せき髄について除外	
平成25(2013)年５月			・WOAH総会で「無視できるリスクの国」と認定
平成25(2013)年７月	・48か月齢超		
平成27(2015)年３月		・頭部の皮について除外 ・除去・焼却義務づけ -30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮以外）、せき髄 -全月齢の扁桃、回腸遠位部	
平成29(2017)年４月	・健康牛については廃止		
令和５(2023)年5月			・WOAH総会で改正BSEコードが採択

（参考）国産牛のBSE対策の概要

●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保

生産農場



飼料規制

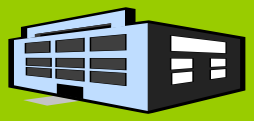
肉骨粉禁止

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 牛海綿状脳症対策特別措置法

死亡牛



家畜保健衛生所

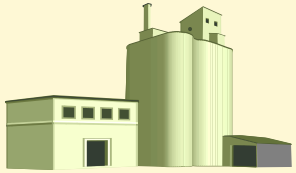


死亡牛の検査

- 家畜伝染病予防法
- 牛海綿状脳症対策特別措置法

農林水産省

と畜場



特定部位の除去・せき柱の規制

- と畜場法
- 牛海綿状脳症対策特別措置法
- 食品衛生法

BSE検査

- と畜場法
- 牛海綿状脳症対策特別措置法

食肉として販売



厚生労働省・消費者庁

＜トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）＞

（注）個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

（参考）と畜場における生体検査及びBSE検査

生産農場





死亡牛検査

と畜場



生体搬入 → 生体検査

生体検査 → **合格** → 解体前検査及び解体後検査 → **合格** → **BSEスクリーニング検査の実施** → **合格** → **出荷**



伝達性海綿状脳症に特有の以下の症状や臨床症状に関する教育ビデオ※（平成15年3月26日付け事務連絡）を参考とする

※フランス・アルフォール国立獣医学校制作

- 奇声、旋回等行動異常の有無
- 運動失調等の神経症状の有無

歩様検査の結果もあわせて判断

- 疑似患畜（特定症状牛）
- 全身症状を呈する牛

BSEにり患している疑いがあると判断した場合

とさつ解体禁止

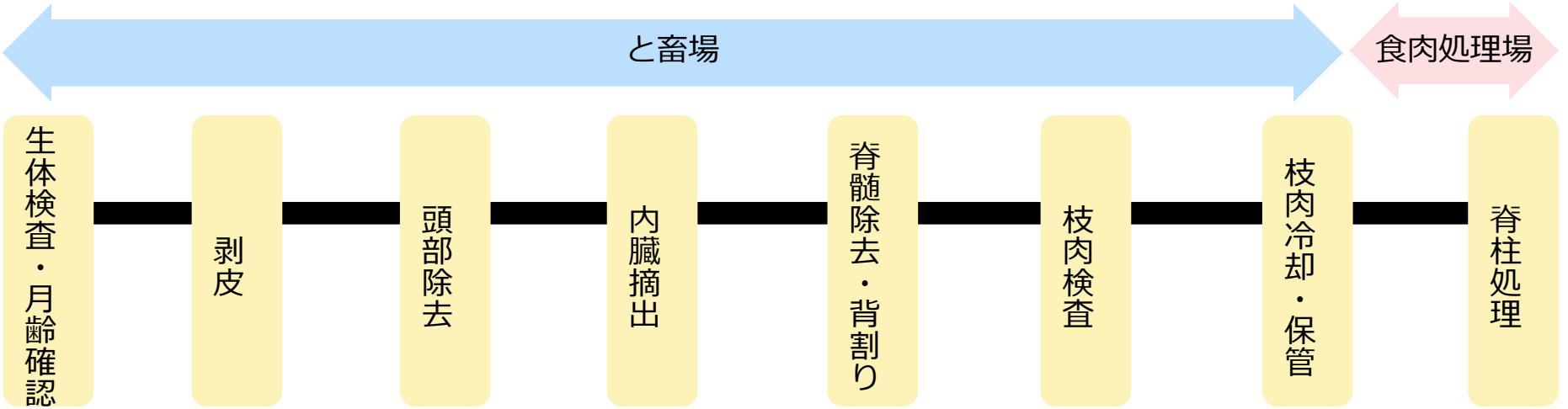
疑似患畜に該当しないが行動異常又は神経症状を呈する牛

- 異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に後肢運動失調）、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等（事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）の行動異常又は神経症状を呈する牛

（参考）と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去

○ と畜場・食肉処理場等におけるSRMの除去・焼却を義務付け。
○ と畜検査員等による遵守状況の監視。→　厚生労働省で結果公表。

【SRM】
・30か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉、皮を除く）、脊髄及び脊柱
・全月齢の扁桃及び回腸遠位部



と畜検査員による生体検査



頭部除去（30か月齢超）



扁桃除去（全月齢）



回腸遠位部除去（全月齢）



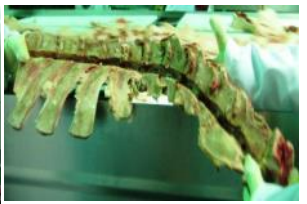
脊髄除去（30か月齢超）



と畜検査員による枝肉検査



脊柱除去（30か月齢超）



（参考）BSE検査頭数（と畜場）とBSE感染確認頭数

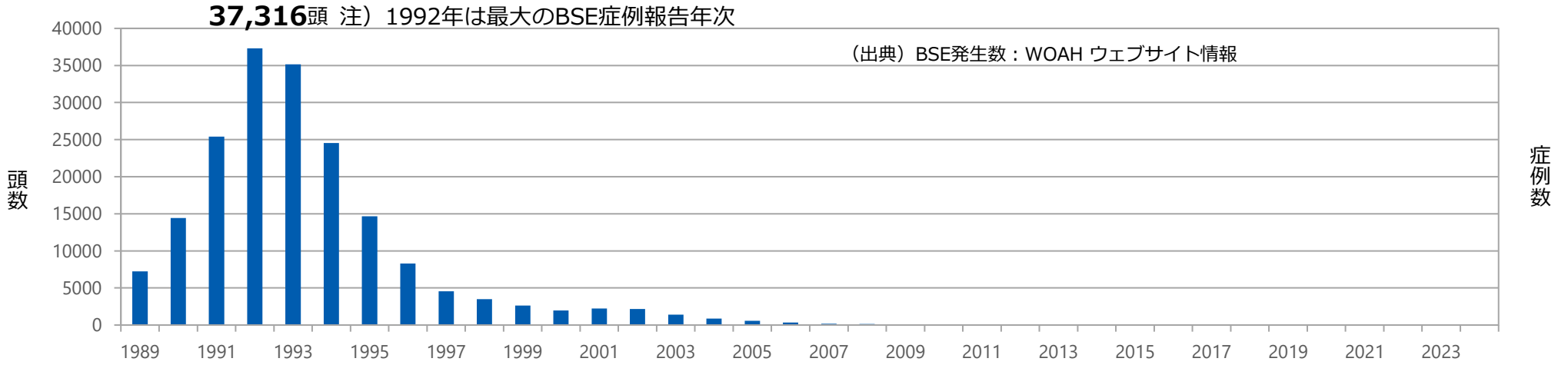
	BSE検査頭数（と畜場）	BSE確認頭数 (注)（令和８年９月１日現在）					
			<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年（2001年）	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年（2002年）	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年（2003年）	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年（2004年）	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年（2005年）	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年（2006年）	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年（2007年）	1,228,256	3(1)					3(1)
平成20年（2008年）	1,241,752	1					1
平成21年（2009年）	1,232,496	0					
平成22年（2010年）	1,216,519	0					
平成23年（2011年）	1,187,040	0					
平成24年（2012年）	1,194,959	0					
平成25年（2013年） ４～６月 ７～３月	447,714 289,933 157,781	0					
平成26年（2014年）	195,640	0					
平成27年（2015年）	188,516	0					
平成28年（2016年）	172,649	0					
平成29年（2017年）	1,912	0					
平成30年（2018年）	642	0					
令和元年（2019年）	332	0					
令和２年（2020年）	266	0					
令和３年（2021年）	222	0					
令和４年（2022年）	217	0					
令和５年（2023年）	196	0					
令和６年（2024年）	57	0					
令和７年（2025年）	35	0					
令和８年（2026年）4～７月	8	0					
合計	15,055,617	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

確認時の月齢

（注）　（　）はと畜場で確認された頭数。2001年９月に千葉県で確認された１例目、
死亡牛検査で確認された１４例を含め、国内ではこれまでに３６頭がＢＳＥ感染牛として確認

（注）　2009年度以降は、ＢＳＥ感染牛は確認されていない。

（参考）世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 注1	2024	2025	累計
全体	37316	2215	2179	1389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	5	8	5	10	1	6	1	0	190717
欧州全体(英国除く)	36	1010	1032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	3	7	5	6	1	3	0	0	6015
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	0	(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	0	(1658)
(イタリア)	0	(48)	(38)注2	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(144)
(スペイン)	0	(82)	(127)	(167)	(137)	(98)	(68)	(36)	(25)	(18)	(13)	(6)	(6)	0	(2)	(1)	(1)	(3)	0	(2)	(1)	(2)	0	(1)	0	0	(798)
(ドイツ)	(1)	(125)	(106)	(54)	(65)	(32)	(16)	(4)	(2)	(2)	0	0	0	0	(2)	0	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	(422)
(フランス)	0	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	0	(4)	(2)	(3)	(4)	(2)	(3)	(1)	0	0	0	(1045)
(ポーランド)	0	0	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	0	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0		0	(75)
英国	37280	1202	1144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	184631
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	6
カナダ	0	0	0	2 注3	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22注4
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	6

（注１）非定型BSEの発生数は2023年5月まで集計。（注２）うち2頭は輸入牛による発生。
（注３）うち1頭は米国で確認されたもの。（注４）カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含む。